

II. 個別事案

個別事案 1

補助金名称	大津市私立学校振興助成金					
担当部局／担当課	総務部 総務課					
要綱等	なし					
支出先	延暦寺学園比叡山高校・中学校、純美禮学園滋賀短期大学附属高校、滋賀朝鮮学園					
補助金の経緯・目的	私立学校振興助成法に基づく補助事業であり、市民に多様な修学機会を提供し公教育の一環を担う私立学校等の振興のため、私立学校等の教育環境の整備を図るとともに、通学児童生徒の健全な育成・発展に資することを目的とする。					
始期／終期	始期 不明 終期 設定なし					
補助金額／算出根拠／負担額（単位千円）	各学校に通学する市内在住生徒数×補助基準単価				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	2,662	2,442	2,448	2,890	なし	なし

(問題の所在)

- ・算出根拠の妥当性

1. 補助金の概要

大津市内の私立小中高等学校（延暦寺学園、純美禮学園、滋賀朝鮮学園）3校に対する、教材等の備品購入や教育環境の整備等に充てる目的の補助金である。延暦寺学園（比叡山高校・比叡山中学校）及び純美禮学園（滋賀短大附属高校）の3校に対しては生徒一人当たり中学校2,800円、高校850円で算出した補助金を交付している。また、滋賀朝鮮学園は生徒一人当たり39,500円で算出した補助金を交付している。

2. 延暦寺学園及び純美禮学園の補助金の内訳

補助金単価の算出は教育委員会教育費における市立学校の教材消耗品充実費及び学級文庫図書購入費の1人当たりの伸び率と経費を踏まえ、算出するとされている。

① 伸び率：教材消耗品充実費の平成元年度から平成2年度の伸び率 1.0769

② 学級文庫図書購入費の1人当たりの経費 103円

③ 平成2年度の私学振興助成金の1人当たりの実費額 高校704円 中学2,480円

1人当たりの助成単価

$$\text{高校} \quad 704 \text{円} \times 1.0769 + 103 \text{円} = 861 \text{円} \rightarrow 850 \text{円}$$

$$\text{中学} \quad 2,480 \text{円} \times 1.0769 + 103 \text{円} = 2,773 \text{円} \rightarrow 2,800 \text{円}$$

助成金は上記単価に5月1日現在の市内在住生徒数を乗じて計算した金額で、平成21年度の助成金額は下記のとおりである。

延暦寺学園 (高校) 850円×920人 = 782千円

延暦寺学園 (中学) 2,800円×246人 = 689千円

純美禮学園 (高校) 850円×221人 = 188千円

3. 滋賀朝鮮学園の補助金の内訳

補助単価は「滋賀県専修学校等運営費補助金交付要綱」に基づく補助単価 79,000円の1/2(39,500円)であるとされており、平成21年度の補助金額は以下のとおりである。

39,500円×20人=790千円

4. 監査結果

記載すべき事項はない。

5. 意見

(1) 算出根拠の明確性

①延暦寺学園及び純美禮学園について

延暦寺学園及び純美禮学園の3校に対する補助金の算出根拠を、「教育委員会教育費における市立学校の教材消耗品充実費及び学級文庫図書購入費の1人当たりの伸び率と経費を踏まえ」としているが、教材消耗品充実費の単価は平成2年度助成金実績をベースに年度毎の伸び率を掛け合わせており、近年における実際の経費からは算定していない。従って平成3年度から平成21年度まで補助単価は変わっていない(平成16年度のみ一律20%の減額)。ちなみに平成20年度から平成21年度の教材消耗品充実費の伸び率は1.0である。20年前の経費単価を助成金額の算出根拠としていることは疑問である。今後も補助金交付が継続されるなら、要綱をつくり算出方法を明確にすべきである。

②滋賀朝鮮学園について

滋賀朝鮮学園は現在小学生徒25名で、うち大津市内在住生徒数は20名であり、以前は中学校もあったが、現在は小学校のみである。担当課からは、生徒1人当たりの補助金単価の算出根拠を「滋賀県専修学校等運営費補助金交付要綱」に準じて、以下のような算出方法により大津市の単価を決めているとのことである。

県の私立学校振興補助金単価で高等学校全日制単価は315,000円(21年度)である。

県の専修学校等の運営補助金の単価は高等学校全日制単価の25%である。

滋賀朝鮮学園は専修学校なので、県の基準は $315,000 \times 25\% = 78,750$ 円となる。

その1/2を大津市の補助金単価としているので、78,750円を切り上げ79,000円の1/2で39,500円となる。

この算出方法は要綱で規定されているわけではない。現に平成16年度から平成20年度までは、県補助単価の1/2とはなっておらず、1/5から1/3であり、この期間は、特別助成又は

定額助成の名目で 200,000 円から 300,000 円までの補助金交付が加算されていた。

滋賀朝鮮学園への過去の補助金実績（抜粋）

（単位：千円、人）

年 度	県 補助単価	大津市		
		単価	生徒数	補助金額
昭和 54 年度	12	6	87	522
昭和 54 年度	14.5	9	86	744
昭和 59 年度	17.5	14	97	1,358
平成 11 年度	71	15	36	540
平成 12 年度	75	15	34	510
平成 16 年度	83	16	14 特別助成	224 200
平成 17 年度	83	20	16 特別助成	320 200
平成 20 年度	79	26	16 定額補助	416 300
平成 21 年度	79	39.5	20	790

しかも、近年は補助金単価が増額されており、生徒数は年々減少しているにも関わらず、補助金総額は増加している。

小学生しか在校していないのに、高等学校全日制単価を基準にしていることに疑問を感じるが、市の算出根拠には全く統一されたものではなく、他の私立学校 2 校との金額格差（10 倍以上）との公平性を欠くので、要綱を定め、統一された算出方法とすべきである。

個別事案 2

補助金名称	交通安全活動補助金					
担当部局／担当課	市民部 自治振興課					
要綱等	なし					
支出先	大津交通安全協会、大津北交通安全協会、大津水上安全協会、大津北水上安全協会					
補助金の経緯・目的	交通安全協会及び水上安全協会は本市が行う「交通安全思想の普及徹底」には欠かすことができない組織である。各協会の活動が継続される事は、本誌の交通安全計画において大変有意義なものであり、各協会の活動が継続されるような財政的な支援をしていく					
始期／終期	始期 不明 終期 設定なし					
補助金額／算出根拠／負担額 (単位千円)	大津と大津北の交通安全協会に各 2,000 千円、 大津水上安全協会に 80 千円、大津北水上安全協会に 160 千円				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	4,240	4,240	4,240	4,240	なし	なし

(問題の所在)

・ 実績報告の確認方法

1. 補助金の概要

大津警察署、大津北警察署管内に組織されている交通安全協会 2 団体及び水上安全協会 2 団体の事業運営に対する補助金である。各団体の補助対象となる事業内容は若干異なるものの、主に交通安全や水上安全の啓発活動、交通パトロール、交通安全指導であり、活動に伴う支出としては、備品購入費、広告宣伝費や交通費などである。ただし、事業費に対する補助金の額は各団体によって異なり、平成 21 年度の補助金額は以下のとおりで、いずれも補助金限度額に達している。

(単位：千円、%)

交付先	補助対象の事業 経費決算額	補助金額	補助割合	補助金限度額
大津交通安全協会	3,067	2,000	65.2	2,000
大津北交通安全協会	3,442	2,000	58.1	2,000
大津水上安全協会	472	80	16.9	80
大津北水上安全協会	1,197	160	13.3	160
合 計	8,177	4,240	51.8	4,240

2. 大津交通安全協会の補助金の内訳

(単位：千円、%)

事業内容／年度	経費決算額		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交通指導員運営事業	1,774	1,782	1,815
交通安全運動事業	394	428	838
違法駐車防止事業	260	293	345
自転車事故防止事業	40	61	69
シートベルト着用推進事業	180	162	0
合 計	2,648	2,726	3,067
補助金額	2,000	2,000	2,000
補助率	75.5	73.3	65.2

3年間の補助対象事業経費決算額は上記のとおりで、事業概要は以下に示す。

【交通指導員運営事業】

交通パト隊員や各支部（25支部）の交通指導員による、春・秋の全国交通安全運動、広報車による巡回指導並びに園児・学童等の通学路保護誘導などの活動。

【交通安全運動事業】

春・秋の全国交通安全運動に伴う各種行事。

【違法駐車防止事業】

違法駐車に対する巡回指導広報の実施やチラシ配布による啓発活動。

【シートベルト着用推進事業】

チャイルドシート装着講習会の実施。

3. 大津北交通安全協会の補助金の内訳

(単位：千円、%)

事業内容／年度	経費決算額		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交通安全費	2,140	2,298	1,773
広報費	963	892	850
パトロール費	445	744	462
表彰費	292	570	357
合 計	3,840	4,504	3,442
補助金額	2,000	2,000	2,000
補助率	52.1	44.4	58.1

3年間の補助対象事業経費決算額は上記のとおりで、事業費概要は以下に示す。

【交通安全費】

交通安全活動における啓発用品、パンフレット、ポスター代並びに横断幕、のぼり旗の設置代

【広報費】

大津北ニュース（25,700部）並びに大津北の広報交通誌（200部）の発行費用

【パトロール費】

指導員制服、備品補充、研修費、ガソリン代、交通災害保険料など

【表彰費】

優良会員等の表彰における賞状、記念品代

4. 大津水上安全協会の補助金の内訳

(単位：千円、%)

事業内容 ／年度	経費決算額		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設費 ／内容	119	0	21
	子ども用救命胴衣		看板撤去
安全活動費 ／内容	426	490	451
	琵琶湖南湖水域図作成	携帯電話ケース作成	研修会、ペットボトルケース・キーホルダー作成
合 計	545	490	472
補助金額	80	80	80
補助率	14.6	16.3	16.9

3年間の補助対象事業経費決算額は上記のとおりである。

5. 大津北水上安全協会の補助金の内訳

(単位：千円、%)

事業内容／年度	経費決算額		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
水上安全対策費	514	61	684
県水上安全協会費	200	200	200
大津北交通安全協会費	0	30	20
機関紙代	346	366	293
合 計	1,060	657	1,197
補助金額	160	160	160
補助率	15.1	24.3	13.3

3年間の補助対象事業経費決算額は上記のとおりで、水上安全対策費は啓発事業費などである。

6. 監査結果

記載すべき事項はない。

7. 意見

(1) 実績報告書による支出額の審査

市は補助金の活動実績報告の際には、協会からの事業経費決算額明細のみの確認で、現物の請求書及び領収書を確認していない。また、事業内容も十分に確認がされていない。

市からの補助金が、適正に補助対象事業に使用されているかどうかが重要であり、事業内容の精査と支払い書類の確認が必要と考える。

(2) 補助金の算出方法

補助対象事業費の決算額が限度額の 4,240 千円を超えているので、限度額の 4,240 千円を交付しているものであるが、限度額が 4,240 千円と定められている要綱等ではなく、予算措置のみの決定額である。交通安全協会の活動そのものが、交通安全の啓発活動なので、公益性からは交通安全協会が行う事業が全て補助対象事業と言えないこともない。

しかし、大津北水上安全協会のうち県水上安全協会費 200 千円などは、協会本来の管理経費であり補助対象事業費とは言い難い。担当課によれば、この県水上安全協会費 200 千円については、補助対象外の経費として認識をしており、この 200 千円を除いても、補助対象経費合計が補助限度額の 160 千円を超えてるので問題がないことであるが、3年間の実績報告書及び大津北水上安全協会の収支計算書にも補助対象経費として記載してある。

当該補助金はあくまで「交通安全活動補助」であり、そのために必要な事業の内容を要綱等で明確にしたうえで、各年度の補助金を決定し執行すべきであり、全般的指摘事項「定

額の補助金の継続における問題」にも記載したとおり、各安全協会への補助金が既得権化しており、現行の方法では定額・渡しきり補助金の側面を否定できないものであるため、補助金限度額や補助負担割合を要綱等で明確にされるべきである。

個別事案 3

補助金名称	財団法人大津市国際親善協会運営補助金				
担当部局／担当課	市民部 国際文化交流課				
要綱等	なし				
支出先	財団法人大津市国際親善協会				
補助金の経緯・目的	財政基盤が脆弱である（財）大津市国際親善協会の組織強化を図るため、人件費及び管理費等について財政的支援を行う。				
始期／終期	始期 平成 5 年度 終期 設定なし				
補助金額／算出根拠／負担額（単位千円）	人件費 10,951 千円、施設管理費 1,975 千円、日本語教室開催事業費 800 千円				国・県からの補助金 (平成 21 年度)
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金 県補助金
	14,007	14,295	13,725	14,805	なし なし

（問題の所在）

- 実績報告の確認方法

1. 補助金の概要

財団法人大津市国際親善協会（以下「親善協会」という。）は昭和 53 年に発足した大津市国際親善協会を母体として、より積極的な国際親善活動、市民レベルでの国際交流活動を推進すべく、平成 5 年 10 月に財団法人化されたものである。同協会の HP によると、主な活動は①国際理解の推進、②国際交流活動の充実、③国際交流支援体制の拡充とネットワーク化の促進、④在住外国人との交流促進、⑤国際協力の促進、⑥多文化共生社会の実現の 6 点で、会員数も約 500 名となっている。

親善協会は財団法人だが、財源となる基本財産が 30,119 千円で、基本財産の運用益収入ではとても賄いきれない状態のため、市は大津市における国際交流の位置づけを重視し、親善協会の運営費として毎年、14,000 千円前後の補助金を 20 年以上にわたり交付している。

運営費補助金の内訳は以下のとおりであるが、光熱水費と清掃などの外部委託料は 100% の補助であり、その他の人件費を中心とする補助対象経費の 90% 近くを補助しており、親善協会全体の収入 26,539 千円に対しても、約半分が大津市からの補助金である。そのうち、日本語教室開催事業も補助対象事業となっており、これは在住外国人のための日本語教室で、浜大津教室と瀬田教室を中心に定期的に開催される入門教室を対象に、講師謝礼代 880 千円及び教材費など 110 千円が経費計上され、800 千円が補助金で賄われている。日本語教室の受講生は平成 21 年度報告では 213 名となっており、年々増加傾向にある。

るが、受講料は6ヶ月で1,000円～3,000円と非常に低価格である。

しかしながら、当該補助金の交付に関する要綱等は無く、補助金の目的、補助対象事業、算出根拠などが明記されたものもなく、限度額も設定されないまま予算措置のみの交付となっている。

2. 補助金の内訳

補助金対象となった経費の決算額は次のとおりである。 (単位:千円)

対象経費	負担区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	市 補助金	10,855	11,435	10,950
	親善協会負担	611	1,333	1,546
	経費小計	11,466	12,768	12,496
事務費	市 補助金	428		
	親善協会負担	1,905		
	経費小計	2,333		
施設管理費	市 補助金	1,924	1,960	1,975
	親善協会負担	0	0	22
	経費小計	1,924	1,960	1,997
日本語教室	市 補助金	800	900	800
	親善協会負担	240	215	190
	経費小計	1,040	1,115	990
対象経費全体	市 補助金	14,007	14,295	13,725
	親善協会負担	2,756	1,548	1,758
	経費合計	16,763	15,843	15,483
負担率	市 補助金	83.6%	90.2%	88.6%
	親善協会負担	16.4%	9.8%	11.4%

人件費には給与、諸手当、期末手当(賞与)、時間外手当、社会保険料が含まれているが、時間外手当は親善協会負担としている。

施設管理費は駐車場使用料、電気代、水道代、ガス代、清掃費である。

日本語教室のうち、講師謝礼代は3年間とも880千円の同額である。

3. 親善協会の決算額

収支計算書

(単位：千円)

科 目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事 業 活 動 収 入	大津市補助金	14,007	14,295	13,725
	その他補助金	482	336	680
	補助金合計	14,489	14,631	14,405
	会費収入	1,324	809	925
	事業収入	11,955	10,801	11,101
	基本財産運用収入他	487	157	107
合 計		28,255	26,398	26,538
事 業 活 動 支 出	管理費 人件費	11,465	12,768	12,496
	管理費 その他	4,349	4,263	4,124
	事業費 啓発・研修	5,505	5,086	5,359
	事業費 その他	4,467	8,592	3,828
	特定預金支出	1,800		0
	合計	27,586	30,709	25,807
事業活動収支差額		669	△4,311	731

平成 20 年度は 30 周年記念事業による収支差額のマイナス分については事業運営調整基金積立預金 2,240 千円が取り崩されている。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
資 产	流動資産	4,210	3,213	5,639
	基本財産	30,119	30,119	30,119
	その他固定資産	4,735	4,735	6,975
	資産合計	39,064	38,067	42,733
負債合計		2,391	2,127	2,482
正味財産合計		36,673	35,940	40,251

4. 監査結果

記載すべき事項はない。

5. 意見

(1) 実績報告書の精査

補助金対象となる人件費は事務局長 1 名（臨時）と事務局員 4 名（うち 2 名は臨時）に対する給与（時間外手当は親善協会負担）、賞与（臨時職員は無し）、通勤手当、並びに

社会保険料であり、補助金の交付決定は人件費の実績額に基づくものであるにも関わらず、市の方では当協会から提出された各職員別の内訳計算表の金額を確認するにとどまり、賃金台帳や帳簿の確認は行っていない。

また、補助対象となっている施設管理費は駐車場使用料、光熱費及び委託清掃費であるが、これらも、親善協会からの報告書の金額を確認しているだけで、市の方で電気代の明細書や領収書の確認は行っていない。日本語教室開設事業も同様に、市の方で明細書や領収書の確認は行っていない。

担当課によれば、財団法人で監査も受けているので、領収書のチェックまでは行っていないとのことだが、人件費と施設管理費は補助率も100%と高く、金額も10,000千円以上なので、現物証憑との突合と事業内容の確認をされたい。

(2) 補助金目的の明確化

親善協会への補助金全てにおいて予算措置のみの交付となっており、交付要綱が定められておらず、ホームページなどで広く市民にも周知されていない。

親善協会に対する補助金は限度額も設定されないまま、毎期同じように交付され、独立した1団体であることを考慮すれば、要綱等において趣旨、目的、算出根拠などが、明かにされていないのは、大いに疑問の残るところである。

全般的指摘事項でも記載したが、何を目的として補助金の交付を行うかということは、補助金の絶対要件である「公益上の必要性」であり、それを明確にするのが個々の要綱である。特に福祉や医療関係ではない親善協会の行う国際交流活動が、本当に公益上必要なのか否か、国際親善のボランティアも大切だがどこまで優先されるものなのか、一般市民の目線で見たとき、何の基準もない現状ではその答えを示す術がないと言えよう。

早急に補助金要綱を作成し、事業内容の評価を行うべきである。

(3) 運営補助金

財団法人として独立した団体の人件費相当額を毎年、補助することの重要性を考えた場合、職員がどのような仕事を行い、どの程度公益に貢献したかは非常に気になるところである。補助金の実績報告書においては、各職員の年間給与の計算明細が添付されているが、一般企業におけるような職務評価や期末手当（賞与）の査定などの資料は添付されていない。

今後も親善協会の運営上、100%の入件費補助を継続するのであれば、事業年度毎に親善協会側で職員の職務評価及び期末手当（賞与）査定を行い、その資料を実績報告書に添付し、市側でそれを審査すべきである。年間10,000千円以上の補助金の原資が市民の税金で、それが公務員以外の者の給与に充てられることを重要視すべきである。

また、施設管理や日本語教室においても、補助金で賄う「公益上の必要性」を見直すべきである。国際交流は、海外旅行や外国人労働者の受け入れなど、今や非常に身近なもの

となっており、市民レベルでの国際文化交流も可能で、市内の地元企業でも海外とのビジネス交流が行われている事実は珍しくない。

大津市と姉妹都市や友好都市を結んでいる海外の都市との交流は行政レベルでの国際交流であり、今後多岐に渡る市民レベルでの国際交流への市の支援が、どれ程重要であるかを見直す時期に差し掛かっており、その場合、補助金対象の事業も親善交流にとどまらず、地域課題解決のための交流など、多様な国際交流への支援を検討するとともに、親善協会以外の一般市民や団体にも、広く補助金交付の公募を行い、活動の場を与えることが望ましいと考える。

個別事案 4

補助金名称	地域福祉ふれあい事業補助金					
担当部局／担当課	福祉子ども部 福祉政策課					
要綱等	大津市福祉基金条例（ただし、補助金の詳細については規定はない。）					
支出先	社会福祉法人 大津市社会福祉協議会					
補助金の経緯・目的	大津市社会福祉協議会が、昭和 59 年から各学区社協と協力のもと、一人暮らしの高齢者の栄養と健康の増進、地域との交流、ボランティアの育成を目的として実施されている。大津市も事業の趣旨に賛同し、平成 6 年から地域福祉基金の運用益を活用して、補助を行っている。					
始期／終期	始期 昭和 60 年度 終期 設定なし					
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年 度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助 金	県補助金
	3,440	3,492	3,631	3,210	なし	なし

(問題の所在)

・実績報告の確認方法

1. 補助金の内容

学区社会福祉協議会が地域の一人暮らしの高齢者に月 1 回手作り弁当を配る事業に大津市社会福祉協議会が補助を行っているが、その補助のうち材料費、活動費（1 食あたり 400 円と資材費として 1 学区につき年間 5,000 円）の 2 分の 1 を大津市が大津市社会福祉協議会へ補助を行っている。

平成 21 年度は、補助事業者である大津市社会福祉協議会から老人給食サービス事業補助金実績の内訳が添付された補助事業実績報告書にもとづき、3,686 千円補助事業の交付決定を行い、経費精算を行った後 3,631 千円の補助金額を確定させた。

実績報告に添付された「ふれあい給食サービス事業補助金明細書」によれば、25 学区において延べ 17,844 食と資材費として各学区 5,000 円で合計 7,262 千円が計上されていた。

$$\begin{aligned}
 @400 \times 17,844 \text{ 食} &= 7,137 \text{ 千円} \\
 \underline{25 \text{ 学区} \times 5,000 \text{ 円}} &= \underline{125 \text{ 千円}} \\
 \underline{\text{合計}} &= \underline{7,262 \text{ 千円}} \\
 7,262 \text{ 千円} \times 1/2 &= 3,631 \text{ 千円}
 \end{aligned}$$

2. 監査結果

(1) 実績報告の確認不備

補助事業実績報告書及びそれに添付された「ふれあい給食サービス事業補助金明細書」に基づき補助金の支払いが行われた。しかし、「ふれあい給食サービス事業補助金明細書」に記載された事業実施人数の確認を求めたところ、「ふれあい給食サービス事業補助金明細書」の記載人数は活動実績ではなく、当初の予定人数が記入されていたことが判明した。

実績によれば、インフルエンザによる影響等、実施人数が毎月変動しており累計すると実績報告よりも少ないことが判明した。

当初記入されていた食数累計	17,844 食
実際の食数累計	<u>17,431 食</u>
差引	<u>413 食</u>
影響金額	413 食 × @400 円 = 165 千円

実績報告の内容を十分に精査した上で、補助金の支払い事務を行われたい。また、予定数量で補助金の実績報告を行った補助事業者は大津市社会福祉協議会であり、大津市からの派遣職員も在職している大津市と関連の深い団体であることから、他団体の模範となるよう厳格な処理を示されたい。

また、実施報告に誤りが発見されたことになるので、補助金返還を行うべきである。

3. 意見

記載すべき事項はない。

個別事案 5

補助金名称	北部知的障害者複合施設運営費補助金					
担当部局／担当課	福祉子ども部 障害福祉課					
要綱等	大津市北部知的障害者複合施設運営費補助要項					
支出先	社会福祉法人 おおつ福祉会					
補助金の経緯・目的	北部施設の安定的な運営を図るため初年度に限り運営費の一部を補助。					
始期／終期	単年度の一度きりの事業である。					
補助金額 (単位千円)	補助金額				国・県からの補助金 (平成 21 年度)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	—	—	21,000	—	なし	なし

(問題の所在)

・実績報告の確認方法

1. 補助金の概要

大津市の北部地域に知的障害者の複合施設がないために、初年度の運営費補助を受けることを前提として運営法人が施設整備を決定した経緯がある。補助金の詳細は、「大津市北部知的障害者複合施設運営費補助要項」に規定されているが、この要項は、附則において「平成 22 年 2 月 15 日から施行し、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止する」とされており、この個別案件のために特別に定められた要項である。

補助金の額については、第 3 条で以下のとおり定められている。

この要項による補助金の額は、北部施設の運営に要する費用のうち、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び発達障害者相談支援センターの運営にかかる人件費、事務費及び事業費の合計額から、支援法に基づく報酬収入、利用者負担金収入及び寄付金等収入の合計額を控除して得た額に 4 分の 3 を乗じて得た額と 21,000,000 円と比較していざれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 補助事業者の決算の確認方法について

大津市北部知的障害者複合施設運営費補助金実績報告書及び精算額調書によれば、

事業費等（実績）	53,516 千円
収入等（実績）	<u>18,552 千円</u>
差引	<u>35,059 千円</u>

補助基準額（差引の3／4） 26,294 千円

補助限度額 21,000 千円

補助所要額 21,000 千円

と記載され 21,000 千円が交付決定されている。

ただし、この決算数値のもとは、補助事業者である社会福祉法人おおつ福祉会から提出された「歳入歳出決算見込書」（平成 22 年 3 月 31 日付で法人理事長名により見込書に相違ないとの押印有り）によるものであり、決算の確定数値ではない。

要項第 3 条の記載からは、決算によって計算をするものと考えられるが、第 6 条の実績報告のところでは、添付書類として「事業に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本」とあり、実績の決算書の代わりに見込書でも認める内容になっている。

しかし、決算額と決算の見込額は全く異なるものであり、要項上は赤字が出た場合に補助を行うのであって、赤字が出そうな法人に補助を行うことにはなっておらず、補助を行う場合には、決算を確認した後に補助を行うべきである。

（決算見込書と確定決算の比較）

今回の監査にあたり、決算書を取り寄せてもらい、決算見込と決算を比較したところ下記のとおりであった。

（単位：千円）

	① 決算見込書	② 決算書	③ 差引（①-②）
事業費等	53,611	63,175	△9,564
収入等	18,552	27,595	△9,043
差引	35,059	35,580	△521
補助基準額	26,294	26,685	△391
補助限度額	21,000	21,000	—
補助所要額	21,000	21,000	—

事業費等は見込額が 53,611 千円に対して、決算額が 63,175 千円と決算額が 9,564 千円過大になっている。一方、収入等は見込額が 18,552 千円に対し決算額は 27,595 千円と 9,043 千円過大になっている。事業費等も収入等も同程度に過大になったために、補助基準額は 391 千円の過大となったが、補助金の交付金額は限度額の 21,000 千円と変化はなかった。決算見込額は年度末に見込を行ったものであり、決算額の確認作業を行うべきである。

ちなみに、福祉子ども部障害福祉課には、実績報告が決算額以外に見込額で認めている要綱が、

- ・大津市社会的事業所運営事業費補助金交付要綱
- ・大津市滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱
- ・大津市障害者働き・暮らし応援センター事業費補助金交付要綱
- ・大津市重度障害者地域生活支援事業費補助金交付要綱
- ・大津市知的障害者自立生活支援ホーム運営事業費補助金交付要綱
- ・大津市障害児地域活動支援事業費補助金交付要綱
- ・大津市障害者団体等運営事業費補助金交付要綱

など、多数散見される。全て、最終的には確定した決算額をもって精算すべきである。

個別事案 6

補助金名称	民間保育所運営補助金
担当部局／担当課	福祉子ども部 保育課
要綱等	大津市保育所整備運営補助金交付要綱 大津市民間保育所職員研究活動促進事業費補助金交付要綱 大津市保育所一時預かり事業費補助金交付要綱 大津市保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱 大津市保育所家庭支援推進保育事業費補助金交付要綱 大津市保育所産休等代替職員設置費補助金交付要綱
支出先	民間保育所 30 か所
補助金の目的	民間保育所のうち児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく認可を受けた保育所（以下「保育所」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって児童福祉の増進を図る。
始期／終期	始期 現在の民間保育所運営補助金の要綱は主に平成 10 年度に開始しているが、平成 10 年度以前も別の要綱により民間保育所の運営補助は行われており、その始期は不明である。 終期 設定なし

(問題の所在)

- ・実績報告の手法
- ・効果の把握・分析の問題

1. 補助金の内容

大津市の民間保育所の運営に対する補助金は多岐にわたるが、大きく分けると国庫補助事業に基づくものと、滋賀県から補助を受けられる滋賀県補助事業、大津市が独自に行う大津市単独補助事業の 3 つに区分できる。

大津市単独補助事業	滋賀県補助事業	国庫補助事業
②入所円滑化助成金	①低年齢児保育保育士特別配置費補助金	⑧一時預かり事業費補助金
④地域担当保育士特別配置費補助金	③障害児保育保育士特別配置費補助金	⑨延長保育促進事業費補助金
⑤職員給与助成金		⑩家庭支援推進保育事業費補助金
⑥調理担当員特別配置費補助金		
⑦民間保育所職員研究活動促進事業費補助金		
⑩家庭支援推進保育事業費補助金		
⑪産休等代替職員設置費補助金		

(注) ⑩家庭支援推進保育事業費補助金の保育士設置事業は、対象児童比率が一定以上の場合は国の補助(交付金)が受けられるが、大部分は大津市の単独補助事業となっている。

この区分で明らかなように、大津市が民間の保育所の運営に対して行う補助の多くは大津市の独自事業である。

各補助金の内容は下記のとおりである。

①低年齢児保育保育士特別配置費補助金 (大津市保育所整備運営補助金交付要綱別表5号)

1、2歳児が13人以上入所している保育所において、保育士定数以外に1、2歳児おおむね5人につき1人以上の保育士等を特別配置するために要する費用のうち、保育士等1人分(各月初日現在において低年齢児が43人以上入所している保育所にあっては、2人分)に限る費用について、3,000千円を上限として補助する。

②入所円滑化助成金 (大津市保育所整備運営補助金交付要綱別表6号)

待機児童の解消等のため、児童の円滑な受け入れに努めている保育所の運営等に係る費用に対し、毎月の初日現在の入所率(入所率は定員に対する実入所人数の比率)及び児童数に応じて補助する。

具体的な金額は下記のとおりである。

毎月の初日現在の入所率及び児童数について、次に掲げるところにより算出した額の合計額とする。

ア 入所率が 115%以下の場合

- (ア) 0歳以上1歳未満の児童数に 3,500 円（夜間保育所（平成7年6月28日発第642号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」による夜間保育（以下「夜間保育事業」という。）を行う保育所）にあっては 5,250 円）を乗じて得た額
- (イ) 1歳以上3歳未満の児童数に 2,500 円（夜間保育所にあっては 3,750 円）を乗じて得た額
- (ウ) 3歳以上4歳未満の児童数に 1,500 円（夜間保育所にあっては 2,250 円）を乗じて得た額
- (エ) 4歳以上の児童数に 1,000 円（夜間保育所にあっては 1,500 円）を乗じて得た額

イ 入所率が 115%超で 125%以下の場合

- (ア) 0歳以上1歳未満の児童数に 4,500 円（夜間保育所にあっては、6,750 円）を乗じて得た額
- (イ) 1歳以上3歳未満の児童数に 3,000 円（夜間保育所にあっては 4,500 円）を乗じて得た額
- (ウ) 3歳以上4歳未満の児童数に 2,000 円（夜間保育所にあっては 3,000 円）を乗じて得た額
- (エ) 4歳以上の児童数に 1,500 円（夜間保育所にあっては 2,250 円）を乗じて得た額

ウ 入所率が 125%超の場合

- (ア) 0歳以上1歳未満の児童数に 5,500 円（夜間保育所にあっては、8,250 円）を乗じて得た額
- (イ) 1歳以上3歳未満の児童数に 3,500 円（夜間保育所にあっては 5,250 円）を乗じて得た額
- (ウ) 3歳以上4歳未満の児童数に 2,500 円（夜間保育所にあっては 3,750 円）を乗じて得た額
- (エ) 4歳以上の児童数に 2,000 円（夜間保育所にあっては 3,000 円）を乗じて得た額

③障害児保育保育士特別配置費補助金（大津市保育所整備運営補助金交付要綱別表7号）

常時障害児の保育を実施している保育所において、保育士定数以外に、その保育が著しく困難な重度の障害児を保育するために障害児1人につき1人、他の障害児を保育するために障害児3人につき1人（ただし、他の障害児が2人以下の場合は1人に限る。）の保育士等を特別配置するための要する費用を補助する。

重 度	1人につき	年額 3,000 千円
中軽度	2人以下	年額 1,768 千円
	3人以上の場合	年額 3,000 千円×障害児数／3

④地域担当保育士特別配置費補助金（大津市保育所整備運営補助金交付要綱別表8号）

家庭及び地域との連携を強化するため、保育士定数以外に保育士等を1人特別配置するための要する費用について、年額3,000千円を補助する。

⑤職員給与助成金（大津市保育所整備運営補助金交付要綱別表9号）

保育所に常時勤務する保育士等、及び他の職員のうち市長が認める者の給与を助成する。

勤続年数	5年以上8年未満（1人当たり 月額 11,700 円）
勤続年数	8年以上13年未満（1人当たり 月額 14,700 円）
勤続年数	13年以上17年未満（1人当たり 月額 17,600 円）
勤続年数	17年以上（1人当たり 月額 19,600 円）

⑥調理担当員特別配置費補助金（大津市保育所整備運営補助金交付要綱別表10号）

市長が認可した定員が90人以上の保育所において、主に調理に従事する職員（調理業務を外部の業者に委託した保育所にあっては、当該受託業者の職員。以下この号において同じ。）を2人（定員が151人以上の保育所にあっては3人）を超えて配置する場合において、当該2人（定員が151人以上の保育所にあっては当該3人）を超える職員のうちの1人を配置するための要する費用を補助する。

⑦民間保育所職員研究活動促進事業費補助金（大津市民間保育所職員研究活動促進事業費補助金交付要綱）

職員の研修・研究活動に要する経費について、常勤職員1人当たり年額8,000円を補助する。

⑧一時預かり事業費補助金（大津市保育所一時預かり事業費補助金交付要綱）

保育所一時預かり事業を実施するに当たり、当該事業に要する経費に対し年間延べ利用児童数に応じて補助金を交付する。

⑨延長保育促進事業費補助金（平成 21 年度時点での大津市保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱、平成 22 年度は改正が行われている。）

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所が 11 時間の開所時間を延長して保育を行う延長保育促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって児童の福祉増進を図ることを目的とする。

（1）基本分 保育所 1ヶ所当たり 年額 4,519 千円

（2）延長分の加算分 30 分延長以上の延長保育の類型の平均児童数に応じた金額

⑩家庭支援推進保育事業費補助金（大津市保育所家庭支援推進保育事業費補助金交付要綱）

家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所において保育士の加配や研修等を行うことによる経費の一部を補助する。

1 家庭支援推進保育士設置事業

特別配置保育士 1 人当たり 年額 3,000 千円

2 家庭支援活動事業

対象児童数に応じて 1ヶ所当たり年額 250 千円から 31,150 千円

⑪産休等代替職員設置費補助金（大津市保育所産休等代替職員設置費補助金交付要綱）

保育所の職員が出産又は傷病のため休暇を必要とする場合、その職員の保障を図りつつ産休等代替職員を設置するのに要する経費の一部を補助する。

日額 5,000 円に代替職員の勤務日数を乗じて得た額以内

以上 11 項目の補助金があるが、国が定める「一時預かり事業費補助金」や「延長保育促進事業費補助金」は、利用者の利便性向上に資するものであるが、その他の補助事業の多くは、すでに入所している児童や保育所職員の処遇改善に資する内容となっている。

2. 補助金額の推移

(単位：千円)

補助金名	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算
①低年齢児保育保育士特別配置費補助金	96,438	106,728	128,200	135,000
②人材開発助成金	87,878	96,358	99,103	100,335
③障害児保育保育士特別配置費補助金	174,548	199,256	216,685	230,688
④地域担当保育士特別配置費補助金	81,750	76,500	86,508	96,000
⑤職員給与助成金	48,453	54,351	60,814	64,825
⑥調理担当員特別配置費補助金	43,333	46,008	47,790	48,600
⑦民間保育所職員研究活動促進事業費補助金	6,770	7,180	7,696	6,400
⑧一時預かり事業費補助金	28,905	34,830	39,780	40,050
⑨延長保育促進事業費補助金	172,992	173,918	182,003	192,940
⑩家庭支援推進保育事業費補助金	48,205	47,935	44,389	46,500
⑪産休等代替職員設置費補助金	—	—	264	1,376
合計	789,679	843,070	913,240	962,714

保育所運営費補助金の額は、民間の保育所の数が増加していることもあり、年々増加傾向にある。

また、保育所運営補助金は 11 に分かれているが、合計すると、平成 21 年度で、913,240 千円の民間保育所への補助金交付が行われており、国からの大津市への補助 114,416 千円、滋賀県から大津市への補助 48,850 千円を控除しても大津市の一般財源の負担額が 749,974 千円にのぼりかなり巨額の補助金になっていることがわかる。

3. 国や県からの補助金

平成 21 年度決算額に対する国や滋賀県からの補助金額は下表のとおりである。平成 21 年度決算額から国と滋賀県からの補助金を控除した金額を大津市負担額として記載している。

(単位：千円)

補助金名	平成21年度決算	国補助	県補助	大津市負担	
①低年齢児保育保育士特別配置費補助金	128,200	—	32,050	96,151	注1
②人手円滑化助成金	99,103	—	—	99,103	
③障害児保育保育士特別配置費補助金	216,685	—	16,800	199,886	注2
④地域担当保育士特別配置費補助金	86,508	—	—	86,509	
⑤職員給与助成金	60,815	—	—	60,815	
⑥調理担当員特別配置費補助金	47,790	—	—	47,790	
⑦民間保育所職員研究活動促進事業費補助金	7,696	—	—	7,697	
⑧一時預かり事業費補助金	39,780	13,020	—	26,760	注3
⑨延長保育促進事業費補助金	182,003	97,444	—	84,560	注4
⑩家庭支援推進保育事業費補助金	44,390	3,952	—	40,438	注5
⑪産休等代替職員設置費補助金	264	—	—	265	
合計	913,240	114,416	48,850	749,974	

注1 滋賀県保育対策促進事業補助金として1/4補助

注2 滋賀県自治振興交付金として1/3補助(対象となるのは一部)

注3 国より保育対策等促進事業補助金として1/3補助

注4 国より次世代育成支援対策交付金として1/2補助

注5 国より次世代育成支援対策交付金として1/2補助(対象となるのは一部)

国や県からの補助を受けていない補助金は、すべて大津市の単独補助事業として実施されている。

4. 他の中核市の補助金の状況

他の中核市の民間保育所運営費に関する補助金の支出状況は、下表のとおりである。補助金の支出状況は公的資料として公表されているものはないため、大津市福祉子ども部保育課より他の中核市に照会をかけ、回答は平成22年度の決算見込み、又は平成22年度予算額に基づいて記入されており、年度はそろっていないが、おおまかな概況を把握するには影響がないと判断して下表を作成した。なお、大津市の数値は平成21年度決算額を用いている。また、照会は国庫補助事業と各市単独補助事業(道府県からの補助があるものも含む)の2つに区分して回答依頼が行われた。

国庫補助事業に含まれるものは、「⑧一時預かり事業費補助金」と「⑨延長保育促進事業費補助金」の2補助金のみとし、その他の運営費補助金は市単独補助事業の補助金として集計を行った。

中核市の民間保育所に対する運営費補助金支出状況

(単位：人、千円)

対象市	入所児童数		③国庫補助 合計額	④市単独補 助合計額	1人当たり市単 独補助 (④÷②)
	①公立	②民間			
A市	5,330	1,824	17,966	616,683	338
B市	3,996	3,731	496,031	862,001	231
C市	601	7,804	72,176	1,797,073	230
D市	1,684	5,122	292,430	1,105,087	215
大津市	1,583	3,763	221,784	691,456	183
E市	2,891	894	79,814	142,949	159
F市	1,812	5,026	326,407	533,430	106
G市	1,946	2,751	253,640	290,166	105
H市	3,359	7,034	393,070	692,885	98
I市	2,522	2,571	154,905	248,141	96
J市	2,098	2,737	150,390	234,474	85
K市	2,479	6,606	137,650	506,272	76
L市	426	3,724	136,181	253,979	68
M市	982	2,824	31,270	189,469	67
N市	3,605	5,943	270,170	386,448	65
O市	2,125	4,112	334,084	267,660	65
P市	1,227	5,832	118,891	345,833	59
Q市	4,705	3,277	217,232	183,472	55
R市	5,046	6,167	347,894	286,950	46
S市	2,114	1,213	93,281	45,920	37
T市	2,264	3,137	145,559	113,652	36
U市	3,005	6,435	309,010	233,528	36
V市	897	8,115	531,228	290,610	35
W市	948	7,065	270,907	238,644	33
X市	1,389	4,715	205,401	139,297	29
Y市	770	8,225	484,640	201,280	24
Z市	1,524	4,727	139,465	99,829	21
AA市	2,705	3,153	280,093	61,095	19
AB市	1,150	5,445	137,700	97,206	17
AC市	446	2,909	73,842	26,880	9
AD市	3,683	4,448	248,540	37,997	8
AE市	2,019	13,303	665,570	99,300	7
AF市	1,105	3,093	213,494	20,304	6
AG市	0	6,213	573,553	34,913	5
平均	2,130	4,822	247,772	334,555	69

中核市において、民間保育所に対して国が行う国庫補助金事業のほかに市の単独補助金事業をどの程度行うかについては、かなりのばらつきがみられる。

大津市は、大津市単独補助事業の合計金額を民間保育所の入所児童数で割り、一人当たり市単独民間保育所運営補助事業費をだすと、回答が得られた34市中上から5位と上位に位置することが分かる。また、1人当たりの平均額と比べると3倍弱の支出を行っていることがわかる。

5. 保育所職員の給与データ比較

職員給与助成金は、担当課によれば公立保育所と民間保育所の格差を是正する目的で交付が行われているとのことであり、給料のデータは2年ごとに把握されている。保育課で把握している公立保育所と民間保育所の経験年数別給与データは次表のとおりである。

平成16年度

(単位：千円)

経験年数	公 立	民 間	格 差
5年～8年未満	225	191	33
8年～13年未満	262	211	51
13年～17年未満	312	228	83
17年以上	395	308	87

平成18年度

(単位：千円)

経験年数	公 立	民 間	格 差
5年～8年未満	234	188	45
8年～13年未満	262	204	58
13年～17年未満	308	210	97
17年以上	396	269	127

平成20年度

(単位：千円)

経験年数	公 立	民 間	①格差	②平成16年度の格差	格差の変化 (①-②)
5年～8年未満	226	193	33	33	0
8年～13年未満	266	204	61	51	10
13年～17年未満	291	236	55	83	-28
17年以上	382	281	101	87	14

この資料から、読み取れることは平成16年度と平成20年度で比較しても給与格差は2つの区分においてむしろ拡大しており、助成金の効果は不明である。

6. 監査結果

(1) 入所円滑化助成金の交付先

入所円滑化助成金は、待機児童解消を目的としている補助金であり、補助対象経費は、大津市保育所整備運営補助金交付要綱別表 6 号において下記のとおり、記載されており、その費用は当然に保育所施設における費用に使用が限定されている。

待機児童の解消等のため、児童の円滑な受け入れに努めている保育所の運営等に係る次に掲げる費用

- ア 備品及び消耗品の購入費用
- イ 施設の新築・増改築及び修繕に係る費用又はその償還に係る費用
- ウ 人件費

ところが、入所円滑化助成金は交付申請書が保育所の各施設ではなく法人本部から提出されるため、法人本部に対して助成金の交付を行っている。助成金を受け入れる民間保育所では、入所円滑化助成金を本部会計で受け入れても、本来施設会計に振替えた後に、施設会計で補助経費を使うべであるが本部会計で受け入れたままになっている保育所も見受けられた。

要綱等の趣旨より、大津市は民間保育所の本部会計ではなく、当然に施設会計に交付すべきものであり改められたい。

7. 意見

(1) 保育所全体の収支状況の把握

大津市保育所整備運営補助金交付要綱によれば、

(実績報告書)

第 11 条 規則第 14 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育所整備運営補助事業実績報告書（様式第 12 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 施設整備事業にあっては工事精算設計書（図面及び写真添付）

となっており、第 11 条第 2 項第 2 号で収支決算書の提出を義務付けているが、提出される収支決算書は、各補助金単位の支出の内訳書のようなものであり、補助金の対象となる基礎事実の確認を行うことが目的となっている。

例えば、障害児保育保育士特別配置費補助金の場合には、特別保育士の状況（給与の支払金額を含む。）、保育所の状況、障害児の状況等が報告されている。また、他の補助金も補助金単位で、補助の対象となる事実が確認されている。

しかし、運営費補助金は、各補助金単位で収支の状況が把握されることはもちろんであ

るが、保育所の施設全体として運営費補助を行う必要があるのか否かといふことも考えるべきである。なぜなら、民間保育所には基本的な事業活動支出は賄えるよう、運営費が支払われているのであり、その不足額を補うのが運営費補助金であるからである。

そのため、各補助金の支払いを行なうに当たって、個別の支払い状況を確認するのはもちろんであるが、補助金交付の必要性を判断する目的をもって、補助事業者である民間保育所の決算書を入手し、全体としての収支状況を把握されたい。

(2) 保育所運営補助金の水準

他の中核市の補助金の状況でも確認したように、大津市は他の中核市と比較してかなり高水準で保育所運営費補助金を交付していることが分かる。

また、補助金の実績確認の資料として保育所の収支決算書は、入手されていないが、大津市は平成21年度より中核市になったため、保育所の指導監査事務が滋賀県から大津市に移譲され、福祉指導監査課で指導監査の一環として決算書類が徴収されていたので、その決算書類に基づき補助事業者である保育所の収支状況や財政状況を確認した。

平成21年度に補助対象となった保育所は30園（複数園の経営を行なっている法人があるため法人数は26法人）あるが、事業活動収支計算書と貸借対照表の両方が確認できた25法人、29園の決算の主要財務数値の平均値は下記のとおりである。

（単位：千円）

科 目	大津市 29園の平均	全国平均
(当期収支の状況)		
事業活動収入合計	147,575	110,553
内経常経費補助金収入	31,918	14,965
事業活動収支差額	9,183	6,206
当期活動収支差額	9,746	5,702
(純資産の状況)		
その他積立金	40,889	32,691
次期繰越活動収支差額	45,896	32,628

（注）全国平均の数値はTKC財務分析資料に基づく。

大津市の保育所29園の平均は、当期収支の面からも純資産の状況からも、全国平均と比較して良好な決算となっている。特に、経常経費補助金収入は全国平均の2倍以上と非常に手厚い補助が行われていることが分かる。

また、保育所を個別にみた場合には、3園において、大津市が補助した金額を上回る当期活動収支差額を計上しており、当該保育所においては仮に大津市からの補助金がなくとも、当期活動収支差額が黒字であった。

(単位：千円)

科 目	A保育所	B保育所	C保育所
当期活動収支差額	42,559	21,702	27,453
経常経費補助金収入	30,553	17,684	20,799
差引（補助金がない場合の収支差額）	12,006	4,018	6,654

また、B保育所、C保育所を有する法人では、入所円滑化助成金を本部で受け入れているため、本部においても8,783千円の当期活動収支差額を計上している。

補助事業者が、大津市の補助金なしでも経営ができることをもって、すぐに運営費補助金が不要であるとは言えないが、補助金のすべてが法人に内部留保されてしまう結果となっている。ここに、例示した3園についてはもちろんあるが、その他の園についても十分に園全体の収支状況を確認され、補助金を交付する必要性、補助金の算定方法の妥当性につき再検討されたい。

（3）職員給与助成金の効果の把握と必要性

職員給与助成金は、担当課によれば公立保育所と民間保育所との格差を是正することを目的として、補助金の交付が行われているが、保育所職員の給与データ比較より明らかのように、民間保育所に補助金を交付しても格差が改善されたと言い難い状況にある。

現行の職員給与助成金は格差部分を保育所に交付し職員本人の給与に充てることを想定しているが、この効果は間接的で把握しにくい状況にある。従って、保育所に交付するのではなく、保育所職員に直接交付することを検討すべきである。

また、なぜ保育所の給与だけ官民格差の是正を目的とする補助金を必要とするのか不明である。民間事業者と大津市との間に給与格差が生じている事業所は多数存在するが、官民の給与格差を是正するための補助金の交付は行われていない。

民間保育所との給与の格差は正については、根本的な官民の給与のあり方を再考した上で、職員給与助成金の必要性についても再検討されたい。

（4）入所円滑化助成金の効果の把握

入所円滑化助成金の使途は、交付要綱別表6号に記載された運営費用とされているがこの上記の運営費用は、待機児童を受け入れるために直接に要した費用でなくとも認められるため、補助金の交付が待機児童削減にどの程度貢献したのか不明である。

保育所の待機児童を削減することは、重要な施策であると考えるが、補助金の交付金額と補助金の効果の分析を十分に検討され、補助金を効果的に交付されたい。

個別事案 7

補助金名称	大津商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金					
担当部局／担当課	産業観光部 産業政策課					
要綱等	大津商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付要項					
支出先	大津商工会議所、堅田商工会、瀬田商工会、志賀商工会					
補助金の経緯・目的	本市の商工業の総合的な振興を図り、市民経済の発展に寄与するため、地域の総合経済団体である商工会議所等の組織基盤の安定と強化、並びに円滑な事業運営を目的とする。					
始期／終期	始期 平成 3 年度 終期 設定なし					
補助金額／算出根拠／負担額 (単位千円)	交付要項第 3 条第 1 号小規模事業者等の経営の改善発達を支援する事業経費、第 2 号 年間事業に要する経費				うち、他団体負担額(平成 21 年度決算)	
	平成 19 年度 決算	平成 20 年度 決算	平成 21 年度 決算	平成 22 年度 予算	国庫補助金	県補助金
	31,446	30,965	29,695	30,576	なし	なし

(問題の所在)

・実績報告の確認方法

1. 補助金の概要

大津商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付要項（平成 19 年度作成）第 3 条にその補助対象並びに第 4 条に補助金額が定められており、補助金の対象項目は二つとなっている。

一つ目は経営改善普及事業に要する経費で、各商工会議所等が行う地域の小規模事業者に対する経営相談や指導などに要する人件費や事業費が対象で、そのうち人件費については経営指導員や経営支援委員の給料、諸手当及び福利厚生費のほぼ全額が補助対象となっている。事業費については経営指導事業費などがあるが、補助対象は県で細かな対象項目を定めており、市もそれに基づいている。当該補助金における補助対象額の大半が県からの補助であり、市はその不足分を補う形の補助金交付となっている。

各商工会議所等の補助金額は以下のとおりである。

*市補助金=（補助対象経費—県補助金）×30% (単位：千円)

商工会議所等	区分	補助対象経費 A	県補助金 B	差額 A-B	市補助金 (A-B) ×30%
大津商工会議所	人件費	53,510	45,780	7,730	2,319
	事業費	23,207	15,478	7,729	2,318
	小計	76,717	61,259	15,458	4,637
堅田商工会	人件費	27,850	20,092	7,758	2,327
	事業費	5,631	3,294	2,337	701
	小計	33,481	23,386	10,095	3,028
瀬田商工会	人件費	31,601	24,072	7,529	2,258
	事業費	5,712	4,113	1,599	479
	小計	37,313	28,185	9,218	2,738
志賀商工会	人件費	21,923	15,829	6,094	1,828
	事業費	5,541	4,156	1,385	415
	小計	27,464	19,985	7,479	2,243
合計	人件費	134,884	105,773	29,111	8,732
	事業費	40,091	27,041	13,050	3,914
	小計	174,975	132,814	42,161	12,646

二つ目は商工会議所等の全体的な事業活動に対する補助金で、算出額は4月1日現在の会員数に5,000円を乗じて計算されている。平成19年度より実施されている。

各商工会議所等の補助金額は以下のとおりである。

大津商工会議所 @5千円×1,768人=8,840千円

堅田商工会 @5千円×624人=3,120千円

瀬田商工会 @5千円×642人=3,210千円

志賀商工会 @5千円×384人=1,920千円

合 計 @5千円×3,418人=17,090千円

【交付要項抜粋】

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商工会議所等が小規模事業者等の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）に要する経費

(2) 商工会議所等が行う、前号以外の年間事業に要する経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める金額の和とする。ただし、和した額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(1) 前条第1号にかかるものについては、県の「小規模事業経営支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）」の補助対象事業に要する経費から、県補助金の額を差し引いた残額の100分の30以内とする。

(2) 前条第2号にかかるものについては、各商工会議所等の毎年4月1日現在の会員数に5,000円を乗じた金額とする。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 実績報告書の精査

市は経営改善普及事業に要する経費については、県の審査を受けた後、商工会議所及び各商工会が作成し県へ提出した補助金の内容別の支払明細書に基づき補助金の交付を行っている。また、実績報告書においても県の支払明細書と商工会議所及び各商工会等の決算報告書の添付にとどまっている。

従って、市における補助金交付の審査は県の支払明細書と決算書の数字の確認のみであり、人件費における賃金台帳や事業費における経費の領収書、帳簿書類の確認は一切行っていない。

県の補助金額が多く、県の審査があるからとの理由で、市の審査が簡略化されるべきではなく、市独自の「大津商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付要項」に基づき、市の目線で事業内容を確認し補助対象経費の公益性及び支払額の適正性を審査すべきである。

(2) 要項における補助対象経費

「大津商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付要項」第3条第1号における経

営改善普及事業が補助金交付の対象であるが、各商工会議所等の職員人件費の大半がこの経営改善普及事業の人件費として申請され、交付決定されている。対象職員は経営指導員や経営支援委員の肩書きにより、職務に従事しているが、果たして経営改善普及事業に専任しているか疑問である。中小企業者の経営相談や助言、金融斡旋、経理の指導などの経営改善普及事業は商工会議所等の基盤事業ではあるが、それ以外の商工業振興事業や研修・講演事業などもあり、経営指導員の職員も他の職務も兼務されているのが実態だと考えられる。

大津商工会議所は職員数も多く、中小企業相談所に所属する職員と総務・業務に所属する職員とに分けているが、他の商工会は分かれておらず、下記の人件費明細からも人件費への補助割合が高いことが見て取れる。人件費のうち、要項に定める経営改善普及事業の経費に該当する部分とそうではない部分があるのではないか、疑問の残るところである。

全体人件費と補助対象人件費の割合（県補助金を含む）(単位：千円、%)

商工会議所等／項目	人件費に対する補助金額	補助対象となった人件費	補助対象外人件費	人件費合計	人件費に対する補助金割合
大津商工会議所	48,099	54,125	32,002	86,127	55.8
堅田商工会	22,419	27,850	666	28,516	78.6
瀬田商工会	26,330	31,601	98	31,699	83.1
志賀商工会	17,657	21,923	669	22,592	78.2

また、この経営改善普及事業の経費のうち、人件費以外の事業費項目に職員退職金積立金があり、県の支払明細書では福利環境整備費等の名目で 50%前後の補助が行われていることから、市も県補助の不足額の 30%となる全体の 15%前後 ($50\% \times 30\%$) の補助を行っている。この職員退職金積立金まで、交付要項に定める経営改善普及事業の経費に含まれるのか、大いに疑問の残るところである。

以上の 2 点について担当課の見解は、県の補助金制度による算出根拠を市も踏襲していることから、県の要綱で会員数により経営指導員の配置人数が決まっている以上、該当職員が兼務しても特に問題ないと判断しているとのことである。しかし、市の交付基準と県の交付基準が同一ではなく、市の交付要項からもそのことが読み取れないため、是非とも定期的な事業の検証、評価を行い、交付要項との整合性を検討されたい。

(3) 交付要項の見直しと県の交付要綱とのバランス

当該補助金のうち、交付要項第 3 条第 1 号の経営改善普及事業に対する補助金は、いわゆる県からの補助金で不足する部分を補う補助金であるが、県の交付要綱はその補助対象についても 13 項目に区分し、対象事業及び対象経費を細かく決めているのに対して市では

決めていない。さらに、県は下記要綱などにより、交付対象職員の資格要件や交付単価、運用における実績報告書様式まで細かく決めている。

県の要綱等（全 169 ページ）

小規模事業経営支援事業補助金交付要綱

小規模事業経営支援事業費補助金運用

経営改善普及事業等実施方針

経営安定特別相談所事業実施要領

従って、県の要綱では商工会議所等への補助金について、その事業内容や交付基準・単価により、100%近い補助もあれば、50%程度の補助もある。

しかし、市は県補助金の不足額について事業内容には関係なくグロスで補助をしている形を取っているため、補助割合や補助優先度の低いものに手厚く補助する結果を招いている。以下に大津商工会議所の例を掲げる。

平成 21 年度大津商工会議所 中小企業相談所特別会計

収支計算書 支出の部

(単位: 千円、%)

決算書科目	決算額	補助対象 経費	滋賀県		大津市	
			補助金	補助率	補助金	補助率
事業費	22,792	15,840	11,158	70.4	1,405	8.8
管理費	給与費	47,665	47,125	43,175	91.6	1,185
	福利厚生費	6,461	6,386	2,606	40.8	1,134
	旅費	500	500	404	80.8	28
	事務費	1,579	1,579	1,566	99.1	4
	会議費	119	0	0	—	—
	公租公課	248	0	0	—	—
繰入金	退職給与資金	5,287	5,287	2,350	44.4	881
	一般会計繰入金	1,871	0	0	—	—
雑費	0	0	0	—	—	—
補助金返還引当金	94	0	0	—	—	—
合計	86,616	76,717	61,259	79.8	4,637	6.0
うち 人件費	54,125	53,510	45,780	85.5	2,319	4.3
うち 人件費以外	32,491	23,207	15,479	66.6	2,318	9.9

大津市補助金は（補助対象経費－県補助金）×30%の計算とする。

補助率は補助金額÷補助対象経費額とする。

上記の表によると、県の補助対象割合が 50%に達しない低い割合の福利厚生費や退職給与資金に対して大津市は 15%以上の補助割合となっている。つまり、県の方ではその要綱により、補助優先度が低く定められているものに対して市は、他の経費項目よりも優先して補助を行う結果となっている。

商工会議所等が行う事業のうち、対象となる経費を、補助金の公益性、公平性、優先性の観点から検討し、県の補助金とのバランスを図りながら、市の交付要項を早急に見直す必要があると考える。

個別事案 8

補助金名称	中小商業団体活動基盤強化事業補助金					
担当部局／担当課	産業観光部 産業政策課					
要綱等	社団法人大津市商店街連盟活動基盤強化事業補助金交付基準					
支出先	社団法人大津市商店街連盟					
補助金の経緯・目的	市全体的な商店街組織である社団法人大津市商店街連盟が商店街振興を図るために実施する事業経費に対して補助金を交付し、事業の円滑実施と基盤の強化を図る。					
始期／終期	始期 平成 12 年度 終期 設定なし					
補助金額／算出根拠／負担額（単位千円）	補助対象経費の 2 / 3 以内				うち、他団体負担額 (平成 21 年度決算)	
	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算	平成 22 年度予算	国庫補助金	県補助金
	3,120	3,200	3,659	3,700	なし	なし

(問題の所在)

- ・実績報告の確認方法
- ・効果の把握分析
- ・補助金終了年度の設定

1. 補助金の概要

社団法人大津市商店街連盟（以下「市商連」という。）は市内 19 の商業団体からなる全市的に組織された法人であり、すみれカードの展開は代表的な事業であるが、地域商店街の組織基盤の強化、小売商業の振興を目指し、様々な事業活動を展開している。

市商連に加盟している地域の各商店街団体が毎年行う地域に根ざした魅力ある商店街づくりを推進するための地域商店街事業や各種調査研修事業を展開しており、これらの事業に対して大津市は市商連からの申請により、社団法人大津市商店街連盟活動基盤強化事業補助金交付基準（以下「交付基準」という。）に従い、市商連へ補助金を交付している。このうち地域商店街振興事業における各商店街助成事業に対する補助金は市商連が窓口となり、一括して大津市から補助金を受け、市商連の会費収入などの運営収入と合わせて各商店街へ事業費として交付している。また、市商連が行う大売出し事業などの地域商店街振興事業、機関紙の発行、調査研修並びに会員の福利厚生事業も当該補助金の対象事業としている。

交付基準には、趣旨、目的、補助対象、補助率などが定められて、補助対象並びに補助率は以下のとおりである。

【交付基準抜粋】

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市商連が、商店街振興を図るために実施する事業に要する経費
- (2) 会員の指導強化及び事務の円滑化に要する経費

(補助金額及び補助率)

第4条 補助金の額及び率は、市商連が、商店街の振興を図るために実施する事業に要する経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

各年度の補助対象事業経費と補助金額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

補助項目		平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域商店街振興事業	各商店街助成事業	1,244	1,188	1,284
	大売出し事業	1,969	1,975	2,351
	ホームページ作成事業	330	117	117
	セフティステーション	0	246	363
	設置事業			
	その他	0	88	66
調査研修事業		641	679	766
福利厚生事業		177	183	213
機関紙発行事業		319	325	329
合計		4,680	4,801	5,489
補助率		2/3	2/3	2/3
補助金額		3,120	3,200	3,659

各商店街助成事業に対する補助金は各地域にある 16~17 の商店街へ市商連から交付され
ており、金額は 35 千円のところもあれば 150 千円のところもある。

2. 各商店街助成事業

各商店街助成事業の一覧は以下のとおりであるが、各地域商店街の行った事業内容及び総事業経費の額に関係なく、市商連から各地域商店街への交付額は毎年定額である。(八丁のみ平成19年度 30千円、平成20・21年度 45千円)。

そして、この交付額が補助金概要の地域商店街振興事業における各商店街助成事業の補助対象額となっている。つまり、交付額の3分の2が補助金として、市から市商連へ交付されている。

(単位：千円)

商店街名 ／年度	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	総事業費	交付額	総事業費	交付額	総事業費	交付額
和邇	800	70			100	71
堅田	163	70	115	70	202	70
雄琴	49	35	95	35	172	35
坂本	271	70	115	70	430	70
大津京					156	70
浜大津	180	51	185	51	199	51
長等	349	120	417	120	262	120
菱屋町	255	120	178	120	176	120
丸屋町	228	120	143	120	139	120
八丁	58	30	90	45	94	45
京町	240	50	82	50	50	50
大津駅前	421	70	744	70	319	70
平野	675	50	778	50	689	50
膳所駅前	786	50	646	50	526	50
膳所	661	101	647	101	469	101
石山	337	150	1,680	150	734	150
瀬田唐橋	661	40	100	40	100	40
中央銀座	482	46	265	46		
合計	6,616	1,244	6,278	1,188	4,817	1,284

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 実績報告

補助金実績報告書には、市商連が行った事業の事業報告書が添付されており、詳細に各事業が報告されており、各地域の商店街事業はもちろん、調査研修事業や福利厚生事業も事業の内容はしっかりと記載されている。

しかし、各事業に関する経費については、金額一覧表若しくは収支決算書の抜粋のみで、何の経費にいくら使ったかは一切不明である。

例えば、平成 21 年度の福利厚生事業は、77 名参加のボーリング大会であるが、補助対象事業経費 213 千円の内訳については、プレ一代、景品代、若しくは懇親会食事代なのか、不明である。

市では、補助対象となった事業の経費について、内訳金額や事業経費に関する請求書や領収書などの原始証憑も確認していない。実績報告における審査を十分に行われたい。

(2) 各商店街助成事業への交付

市商連が窓口となり、大津市からの補助金を各商店街へ事業費として再交付しているが、次の点が問題となる。

実績報告の添付書類だけでは、各商店街の事業費経費と補助金との関係が不明確で、各商店街が行った振興事業の内容及び経費額に関係なく、市商連からの交付額は毎年定額である。

例えば坂本商店街連盟の平成21年度の「さかもと夏まつり」は事業費が430,000円でそのうち交付額(補助対象事業費)が70,210円となっているが、70,210円の内容は不明で、市商連が坂本商店街へ交付している70,000円と振込み手数料210円である。また、坂本商店街連盟が平成19年度と平成20年度に行った振興事業は、毎年内容、事業費も異なるが、補助金額は毎年70,210円で同額である。

さらに、平成21年度の京町共栄会の「えびす講祭り抽選会」の事業については、総事業費50,000円に対して50,000円の交付額である。

これらの状況を見ると、市商連と各地域商店街との間では、振興事業の内容に関係なく毎年定額の補助金が約束されていると思われる。市の担当課によると、市商連への会費額などによって交付額が決定されているとの事であるが、定額渡しきり補助金となっているようである。各商店街の行った振興事業経費とその補助対象経費の内訳を実績報告書に添付すべきである。

(3) 効果の測定

大津市内における地元商店街の現状を踏まえると、商店街の活性化における補助金は重要であることは言うまでない。しかしながら、各商店街の振興事業や市商連の調査研修事業が集客や売上にどれだけ寄与したのかを測る指標がなく、補助金申請時においても、これらの指標の提出は求めていない。市商連が取りまとめを行っている各商店街助成事業に対する補助金は、各商店街へ35千円～150千円の定額交付となっており、少額のバラマキと言わざるを得ず、補助金の有効性が極めて少ないと判断する。

当該補助金の交付基準には、終期の設定がない。担当課によれば交付基準には明確な終期設定はないが、交付基準の附則で「この基準は、必要に応じて見直すものとする。」とされているので、毎年補助率等の見直しを行っているとのことである。平成17年度には3／4から2／3への補助率の見直しも行われているが、直近3年間における補助対象事業、補助金額並びに補助率を見ると、補助金交付が形骸化されていると思われる。補助金効果を図る上でも補助金の目的や補助対象となる事業経費の見直しが行えるよう、交付基準にも終期を設定すべきである。

また、当該補助金とは別に地域の各商店街に対して「大津市商店街活性化対策事業補助金」があり、平成21年度では晴嵐商店街へ431千円の補助金を交付している。このような、市商連の取りまとめではなく、各商店街がしっかりととした事業計画を基に直接補助金申請を行うような方法もあるので、地元商店街の活性化に必要な補助金について、効果が測定できるような仕組みを検討すべきである。